

津 監 第 2 2 1 号
平成 2 6 年 4 月 2 日

津 山 市 長 様
津 山 市 議 会 議 長 様

津山市監査委員 久 常 勝 實
津山市監査委員 吉 田 耕 造
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項及び第 5 項の規定に基づき，財政援助団体監査及び当該財政援助に係る随時監査を実施したので，監査の結果に関する報告について同条第 9 項の規定により提出します。

なお，監査対象部署へは別途通知しておりますが，当該監査の結果に基づき，又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは，同条第 1 2 項の規定により，その旨を通知願います。

1 監査の対象

- | | | |
|-----|---------|-----------------------|
| (1) | 団体名 | 津山市老人クラブ連合会 |
| | 所在地 | 津山市山北520 (津山市総合福祉会館内) |
| | 財政援助の名称 | 津山市老人クラブ連合会補助金 |
| | 所管部署 | 環境福祉部高齢介護課 |
| (2) | 団体名 | 一般社団法人 津山歯科医師会 |
| | 所在地 | 津山市沼6-15 |
| | 財政援助の名称 | 津山歯科医師会補助金 |
| | 所管部署 | こども保健部健康増進課 |

2 監査の実施日

平成26年2月17日

3 監査の範囲及び方法

津山市が平成24年度において財政援助を行った団体のうち2団体を抽出し、当該財政援助に係る出納事務の執行が適正であるか、交付した目的に沿って事業が行われているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、対象団体及び所管課から監査資料の提出を求め、書類の調査、関係諸帳簿等との照合のほか、関係者から説明を聴取するなどにより実施した。

4 監査の結果

(1) 津山市老人クラブ連合会

団体の概要

(ア) 設立及び目的 平成17年に津山市，阿波村，加茂町，勝北町及び久米町の各老人クラブ連合会が合併し現組織に改編された。老人クラブ活動の発展と拡大充実を図り，地域社会における高齢者の生きがい及び福祉の増進に寄与することを目的としている。

(イ) 主な活動内容 老人福祉大学の開校
グラウンドゴルフ大会の開催
老人クラブスポーツ祭の開催
老人クラブ福祉大会の開催
指導者・女性リーダー研修会の開催

(ウ) 組織の状況 会長1名，副会長7名，監事3名
会員数9，924名（平成25年4月1日現在）

財政援助の内容

平成24年度は津山市老人クラブ連合会補助金として12，645，025円を交付している。この補助金は津山市老人クラブ連合会の活動費，老人クラブスポーツ大会及び地区・単位老人クラブ活動に資するために交付されている。

まとめ

当該補助金に関する出納事務は概ね適正に処理されているが，次のとおり改善を求める事項があったので，必要な措置を講じられたい。

(ア) 財政援助団体について

津山市老人クラブ連合会会則第18条の規定により，各支部において管理・運用を図ることになっているシルバー基金等についても，連合会の決算書に記載し執行状況を明らかにするよう改められたい。

連合会の事務局として津山市総合福祉会館の一室を使用しているが，建物を管理する津山市社会福祉協議会との間で使用及び光熱水費等の支払いに関する定めが無かったので整理されたい。

(イ) 市の所管課について

津山市老人クラブ連合会から当該補助金の一部が別組織となっている津山・加茂・勝北・久米の各支部へ支部交付金として交付されている。連合会の現在の決算書のみでは補助金が目的に沿って適正に執行されているか

確認することができないので，各支部の活動及び決算状況が確認できるよう実績報告の方法等を改められたい。

(2) 一般社団法人 津山歯科医師会

団体の概要

(ア) 設立及び目的 昭和57年に社団法人津山歯科医師会として設立が認可され，平成25年には公益法人制度改革により一般社団法人へと移行した。医道の高揚，歯科医学・医術の進歩発展，歯科医療制度の改善と公衆衛生・歯科保健の普及啓発を図り，もって地域社会並びに会員の福祉を増進することを目的としている。

(イ) 主な事業 歯科医学教育の研究に関する事業
地域社会の保健と福祉の増進に関する事業
歯科医師及び歯科医療従事者の研修に関する事業
休日等の歯科診療所の運営に関する事業

(ウ) 組織の状況 会長1名，副会長2名，専務理事1名，監事2名
会員数は正会員69名，準会員10名，特別会員1名及び名誉会員1名となっている。(平成25年3月31日現在)

財政援助の内容

平成24年度は津山歯科医師会補助金として347,000円を交付している。この補助金は津山歯科医師会会員の医療レベルの向上，相互扶助，地域医療の向上などを目的に設立した当該団体の運営経費の一部として交付されたものである。

まとめ

(ア) 財政援助団体について

当該補助金に係る出納事務は概ね適正に処理されており，特に指摘する事項はなかった。

(イ) 市の所管課について

団体の運営経費の一部として交付されている当該補助金について，提出された決算書の内容を十分精査し，支援の必要性や効果について十分な検証を行うよう望む。